

## 公告

令和5年度機械警備業務管理者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年6月22日

山梨県公安委員会  
委員長 高橋 英尚

### 1 実施日時及び実施場所

#### (1) 実施日時

令和5年9月19日（火）から9月22日（金）までの午前9時から午後5時まで。

#### (2) 実施場所

甲府市宝一丁目21番20号 NOSAI会館2階

### 2 受講定員

10人

### 3 受講手続

#### (1) 事前受付手続

##### ア 事前受付の方法

受講を希望する者は、山梨県警察本部生活安全企画課許認可管理室（受付電話055-223-7015）宛に事前に申込みを行い、受理番号を取得すること（電話1本につき一人の受付とし、受付電話以外での受付は行わない。）

##### イ 事前受付期間

令和5年8月28日（月）及び同月29日（火）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

なお、先着順に受け付け、事前受付期間内であっても、申込人員が定員に達した場合は受け付けない。

#### (2) 受講申請手続

(1)の事前受付手続を行い、受理番号を取得した者は、次により受講の申請を行うこと。

##### ア 受講申請期間

令和5年9月4日（月）から同月6日（水）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

##### イ 申込書等の提出先

申込人の住所地を管轄する警察署（他の都道府県の区域内に住所を有する者に

については、山梨県内の最寄りの警察署)に提出し、(1)アで取得した受付番号を申告すること。

郵送による申請は受け付けない。

#### ウ 提出書類

- (ア) 機械警備業務管理者講習受講申込書 1通
- (イ) 写真(申込前6か月以内に撮影した正面、上三分身、無帽、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1枚
- (ウ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあつては、本人からの委任状

#### エ 受講手数料

受講申込書の提出時に39,000円の金額の山梨県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料については、いかなる理由があつても返還しない。

#### 4 講習の委託

講習は、一般社団法人山梨県警備業協会に委託して行う。

#### 5 修了証明書の交付

講習最終日に筆記の方法により修了考査を行い、合格者には、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

#### 6 その他

- (1) 講習初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受付を済ませること。
- (2) 受講に際しては、筆記用具を持参すること。また、新型コロナウイルス感染症防止対策として、必ずマスクを着用すること。
- (3) 発熱者及び体調不良者等については、受講を認めない場合がある。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、講習を中止する場合がある。
- (5) 講習についての質疑等は、平日の午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までを除く。)に山梨県警察本部生活安全企画課許認可管理室(電話055-221-0110内線3042)に問い合わせること。